

## 汚破損・紛失資料の取扱いに関する内規

1. 日光市立図書館条例第 6 条に規程する損害賠償については、下記により対処する。

利用者に現品又は現品と同内容の品をもって賠償していただく。

2. 図書資料については、免責事項として下記事項を適用する。

### 資料全般

- ・ 災害等不可抗力による場合

### 一般図書・児童図書

- ・ 受け入れ後 3 年以上経過した図書。

### 雑誌

- ・ 月刊誌 受け入れ後 6 ヶ月以上経過したもの。
- ・ 週刊誌 受け入れ後 3 ヶ月以上経過したもの。

### CD・DVD

- ・ 受け入れ後 2 年以上経過したもの。

### ビデオテープ

- ・ 受け入れ後 2 年以上経過したもの。

### その他

- ・ この取扱規程に定めるもの以外、特別な事情及びこの規程では対処が困難な場合は、館長が他の意見を考慮し決定する。
- ・ 紛失等の基準日は、返却予定日とする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この取扱規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の紛失等基準日から適用する。
- 2 この取扱規程の施行期日の前日までは、なお従前の例による。